



2021年5月17日

各 位

会 社 名 T O T O 株 式 会 社
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 清 田 徳 明
 社 長 執 行 役 員
 コ ー ド 番 号 5332 (東証・名証第1部、福証)
 問 合 せ 先 経 営 企 画 部 長 田 中 義 久
 (TEL : 03-6836-2024)

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役報酬の見直しを行い、2018年6月26日開催の第152期定時株主総会においてご承認いただきました譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の改定を決議し、本制度に関する議案を2021年6月開催予定の第155期定時株主総会に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

<改定の目的及び内容>

当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対する報酬については、固定報酬である基本報酬に加えて、業績連動報酬として支給する賞与、非金銭報酬として支給する譲渡制限付株式報酬にて構成しております。

当社は2018年6月26日開催の第152期定時株主総会において、対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬の報酬額の上限を「年額2億円以内かつ100,000株以内」とご承認いただいております。

今般、当社は、対象取締役が当社の企業価値の持続的な向上を図ると共に株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、近年の当社の株価水準、「新共通価値創造戦略 TOTO WILL 2030」等を総合的に勘案し、譲渡制限付株式の付与のために対象取締役に支給する金銭報酬額を年額3億円以内に改定させていただきたいと存じます。その際、付与株数の上限は年100,000株以内とし変更はありません。

当改定は、取締役の報酬等の内容にかかる決定方針及び当社の株価水準等を総合的に勘案しつつ、報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

<対象取締役の報酬構成>

(変更前)

基本報酬(固定報酬)	賞与(業績連動報酬)	譲渡制限付株式報酬
年額5億円以内 (うち社外取締役分5,000万円以内)	前事業年度の 連結営業利益の0.8%以内	年額2億円以内 かつ100,000株以内



(変更後)

基本報酬(固定報酬)	賞与(業績連動報酬)	譲渡制限付株式報酬
年額5億円以内 (うち社外取締役分5,000万円以内)	前事業年度の 連結営業利益の0.8%以内	<u>年額3億円以内</u> かつ100,000株以内

以 上